

# ガス事業法における手続き等について (旧簡易ガス事業関係)

1.各種手続き・・・・・・・・・・P4  
2.小売指針・取引指針・・・・・・P13  
3.供給計画・・・・・・・・・・P22  
4.指定解除に係る定期報告・・・・P31

5.一の団地・・・・・・・・・・P43  
6.立入検査結果・・・・・・・・・・P60  
参考.よくある問合せについて・・・・P64

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

※産業保安監督部及び電力・ガス取引等監視委員会所管の手続き等は本資料には掲載しておりません

# 本資料について

- ・ 記載する用語の定義は以下の通り。

「法」 . . . . . 平成29年4月1日以降の[ガス事業法](#)

「旧法」 . . . . . 平成29年3月31日以前のガス事業法

「改正法」 . . . . . [電気事業法等の一部を改正する等の法律](#)

「令」 . . . . . [ガス事業法施行令](#)

「施行規則」 . . . . 平成29年4月1日以降の[ガス事業法施行規則](#)

「小売指針」 . . . . [ガスの小売営業に関する指針](#)

※法令については「電子政府の総合窓口」（以下URL）で検索可能。

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0100/](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)

- ・ 旧簡易ガス事業者が営む「地点群」について、法令での用語ではないが一部「団地」と表記する。

# ガス事業における法体系

## ガス事業法

- ◆ガス事業の登録  
(登録内容変更、合併、分割、全団地承継、休止、廃止、解散)
- ◆供給計画の届出
- ◆供給能力の確保
- ◆料金その他供給条件の自由化
- ◆事前説明、契約後の書面交付
- ◆苦情等の処理
- ◆名義の利用等の禁止

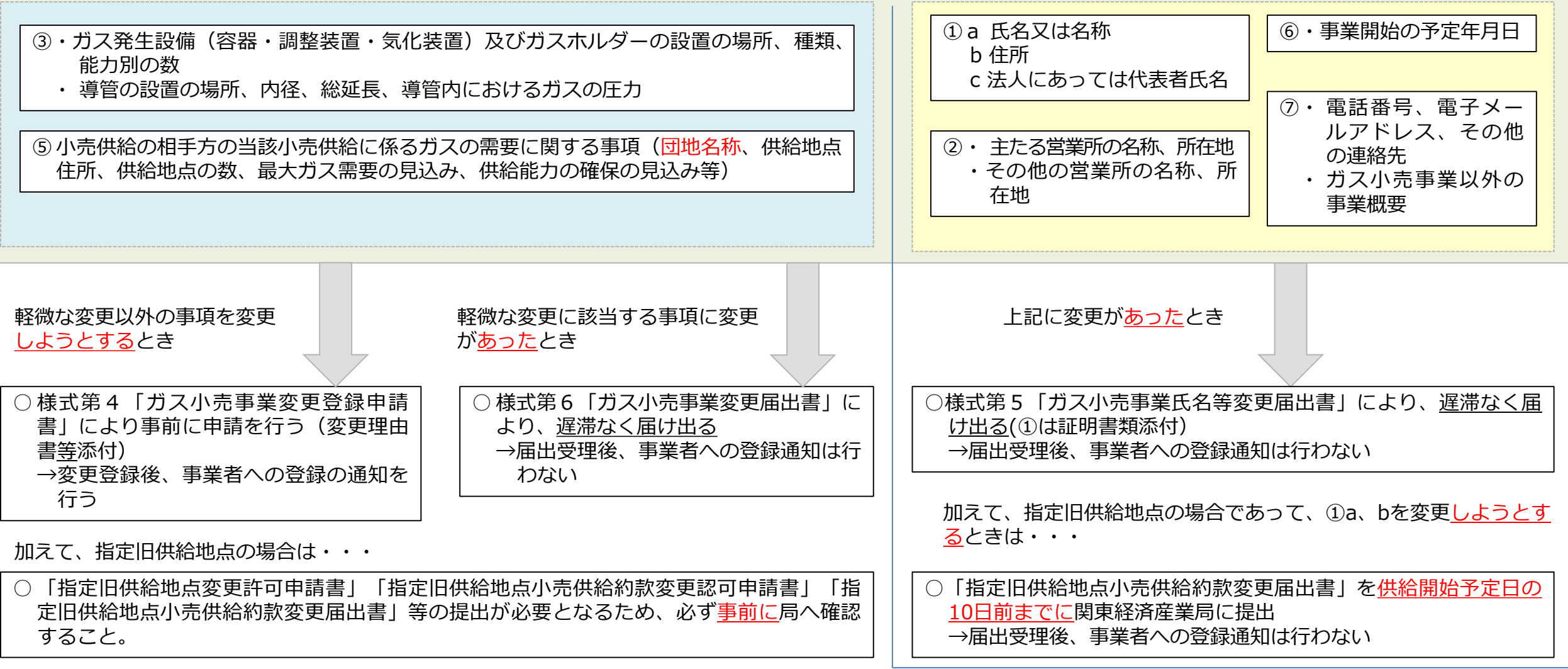
## 改正法、旧法

- ◆経過措置団地が対象(解除団地は対象外)
- ◆ガス事業の許認可  
(地点変更、合併、分割、団地譲渡譲受、休止、廃止、解散)
- ◆料金その他供給条件は約款(認可制)
- ◆供給義務
- ◆収支計算、資産額、部門別の報告

# **1.各種手続き**

登録事項の変更（法第4条）に係る手続フロー（旧簡易ガス）

登録事項（法第4条第1項） <※①～⑦は第1項の各号を示す>

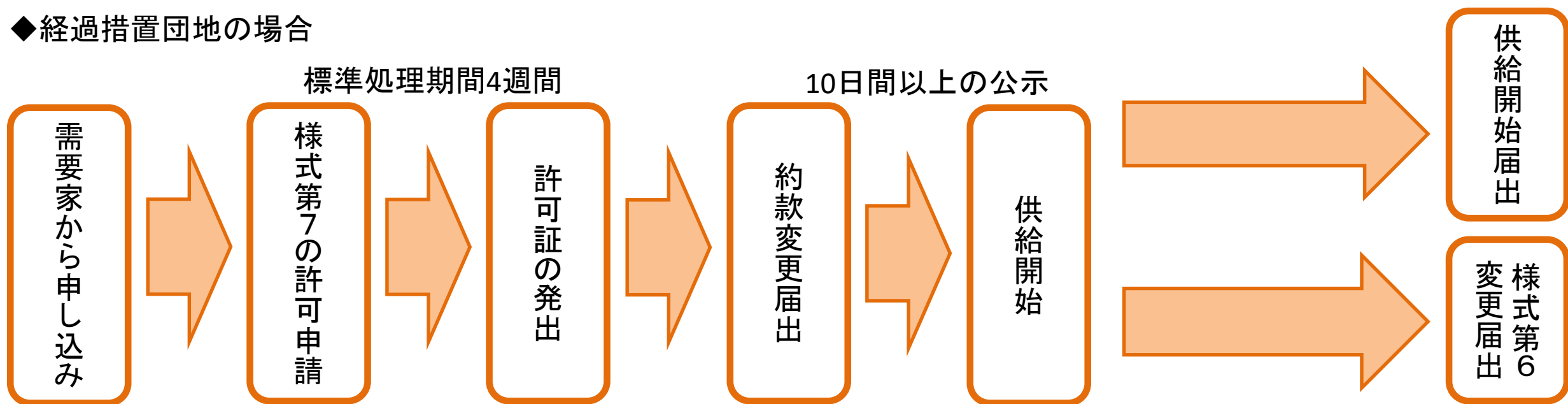


【参考】軽微な変更（施行規則第7条第1項）

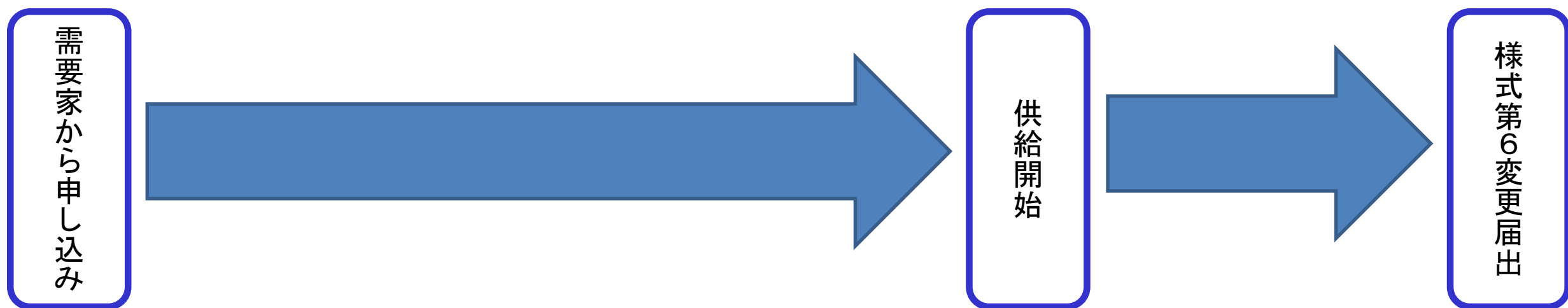
- ・ 変更後の最大ガス需要の見込み<直近（登録の）供給能力値
- ・ 変更後の供給能力の見込み> 直近（登録の）最大ガス需要値
- ・ 供給地点の数の変更であって、変更後の最大ガス需要の見込み<直近（登録の）供給能力値

## (参考) 地点増場合の手続きのイメージ

### ◆経過措置団地の場合



### ◆経過措置対象でない団地の場合



## 手続きの具体例（1/4）

- ①～⑦に該当する場合、**様式第6「ガス小売事業変更届出書」**の提出が必要

- ① 特定ガス発生設備の増設や、場所の移動を行う場合
- ② 自然気化を強制気化にする場合、またはその逆の場合
- ③ 調整器、気化器を交換する場合や増設する場合
- ④ シリンダーの設置本数を変更する場合
- ⑤ 貯槽の容量や設置個数を変更する場合
- ⑥ 貯槽からシリンダーに変更する場合、またはその逆の場合
- ⑦ 本支管を撤去する場合や延長する場合、口径を変更する場合

## 手続きの具体例（2/4）

- ⑧～⑪に該当する場合、様式第6「ガス小売事業変更届出書」の提出が必要
- ⑫に該当する場合、様式第4「ガス小売事業変更登録申請書」の提出が必要

⑧地点の増減がある場合（登録地点内の分割・統合を含む）

⑨最大ガス需要の見込みに変更がある場合（※P9を参照）

当該年度の需要量増加によるピーク月1地点当たりの平均ガス需要量の増加等

⑩地点群の名称が変更になる場合

※小売供給を行おうとする地域に新団地名、備考欄に旧団地名を記載

⑪地点群を廃止する場合

⑫地点群が増える場合（せり上がり、集合住宅及び他事業者団地の獲得等）

特定ガス発生設備の種類及び能力別の数の選定根拠(自然気化)

地点群名称

|                       |     |    |    |                                               |                                     |     |
|-----------------------|-----|----|----|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-----|
| 1. 特定ガス発生設備<br>調整装置能力 | 50  | kg | 容器 | <div>片側</div> <div>kg/h</div> <div>kg/h</div> | <div></div> <div></div> <div></div> | 2系列 |
|                       | 1次側 |    |    |                                               |                                     |     |
|                       | 2次側 |    |    |                                               |                                     |     |

2. 特定ガス発生設備の能力別の数の選定根拠

(イ) 条件    ガスの種類    液化石油ガス    い号    (P.P95%以上)

供給地点数    

地点

ピーク月1地点当たりの平均ガス需要量    

°C

    月

ピーク時の平均気温    

kg/h

50kg容器1本当たりの発生能力    

kg/h

産気率    

m3/kg

kg/月

m3/月

(ロ) ピーク月1日平均ガス需要量

ピーク月1地点当たり平均ガス需要量 × 地点数

ピーク月日数 × (kg/月)

新たに作成する場合、需要量の想定については、各社が適当な根拠をもった数字とすること。行政から根拠を求められることがあるため、注意すること。

- (ハ) ピーク日ガス需要量
- ピーク月1日平均ガス需要量 × kg/日
- (ニ) ピーク時平均ガス需要量
- ピーク日ガス需要量 × 0.16 (kg/h)
- (ホ) 発生量より算出する必要容器本数
- ピーク時平均ガス需要量
- 容器1本当たり発生量
- ピーク月1日平均ガス需要量 × 50kg
- 本 ×
- kg/日
- =
- 日
- 以上を設置する。
- よって片側
- 本
- (チ) 調整装置能力
- 最高ピーク時ガス需要量 × 1.3 (安全率)
- kg/h
- ×
- 1.3
- =
- kg/h
- ≥
- kg/h
- kg/h
- kg/h
- ∴ 機器の能力の変更が必要です。
- 1次側と2次側で小さい方になっているか確認  
(ガス発生能力の上限として適切な数字になっているか)

## 手続きの具体例（4/4）

- ⑬～⑯に該当する場合、**様式第5「ガス小売事業氏名等変更届出書」**の提出が必要

⑬会社に関する以下の事項が変更になる場合

名称（組織編成等） 所在地（移転等） 代表者氏名（異動等）

⑭営業所に関する以下の事項が変更になる場合

主たる営業所、その他営業所の名称（組織編成等）

主たる営業所、その他営業所の所在地（移転等）

⑮登録した以下の連絡事項に変更があった場合

電話番号 電子メールアドレス その他の連絡先

⑯（変更）登録時に記載したガス小売事業以外の事業概要が変更になった場合

電力事業の開始 飲料水販売の開始 等

# 災害時における特別供給条件の認可申請について (経過措置団地のみ)

## ・ 旧法第37条の6の2ただし書き後段

**特別の事情※がある場合における供給約款の供給条件以外の方法  
による供給条件の設定**

※特別の事情

- ・ 災害救助法の適用
- ・ 移動式ガス発生設備によるガスの供給 等

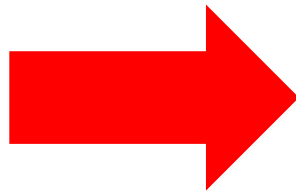
＜特別供給条件の例＞

- 支払い期限の延長
- ガスを利用しなかった料金算定期間における基本料金の免除
- 応急的なガス工事に係る費用を事業者が負担

# 事業者の合併に関する手続きについて (経過措置団地を有する事業者のみ)

## ・旧法第 10 条第 2 項 (旧法第37条の7 第 1 項において準用)

事業者の法人の合併及び分割 (事業の全部または一部を承継するものに限る。) は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。



**ガス事業者以外 (液石法のみ等)  
との合併でも申請が必要!!!**

経過措置団地を持っている場合、100%子会社との合併でも手続きが必要となります。(事前申請)

※法人の合併・分割が生じる場合には事前にご相談ください。

## **2.ガス小売営業について (小売指針・取引指針)**

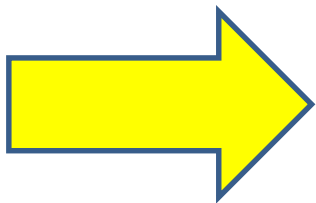
# 小売事業者としての需要家に対する説明等について

- ・ 法第14条の要約

小売事業者等は料金その他の供給条件について、基本的には書面を交付した上で、需要家に説明しなければならない。

- ・ 法第15条の要約

小売事業者等は小売供給契約を締結したとき、基本的には書面を交付しなければならない。

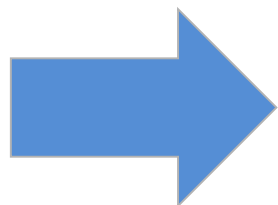


契約内容を変更する場合も同様！！

# ガスの小売営業に関する指針（令和元年9月30日最終改定） （経済産業省）

## 目的

小売の全面自由化に伴い、様々な事業者がガス事業に参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による**自主的な取組を促す**指針を示すものであり、これによって、ガスの需要家の保護の充実を図り、**需要家が安心してガスの供給を受けられるようにする**とともに、ガス事業の健全な発達に資する



※違反した場合には以下の措置の適用  
**業務改善命令**（ガス事業法第20条）  
**業務改善勧告**（同法第178条1項）

# ガスの小売営業に関する指針

大きく以下の5つで構成されている

①需要家への適切な情報提供

②営業・契約形態の適正化

③契約内容の適正化

④苦情・問合せへの対応の適正化

⑤契約の解除手続等の適正化

## ①需要家への適切な情報提供（その１）

例１）スイッチングをする際には、契約解除に伴い既存設備の撤去費用又は違約金等の支払いを切替前の事業者から求められる場合があることを、切替後の事業者が説明を行うことが望ましい。

例２）契約時には、供給条件の記載した書面を交付すること。  
この時、特に重要である料金に関する条件は必ず記載をする。  
※契約の際に、期間を定めてその間一切契約を解除できない仕組みを作ることとは問題になる。

 新規契約の場合、供給条件の説明には単に情報の伝達ではなく、十分に理解したうえでの契約であることが必要

## ①需要家への適切な情報提供（その２）

例３）例外的な場合を除き、需要家に対して、契約前に書面を提示して説明を行うとともに契約後、当該書面の交付を行わなければならない。

（説明を省略できる場合）

- ・料金ほか供給条件について一切の変更をせずに当該小売供給契約の期間の延長のみを更新する場合
- ・既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合

**例）これまでガス小売事業者自らのコールセンターが需要家からの問合せ等に応じていたが、これを外部委託することになったため、連絡先が変わるという場合**

ただし、特に重要な供給条件の変更（料金等）の場合は、**変更について十分認識**したといえるような方法での説明が必要

- ・法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合

ただし、上記に該当する場合であっても、**需要家が承諾しない場合には、説明を行う必要がある。**

# 適正なガス取引についての指針（平成31年1月15日最終改定） （公正取引委員会・経済産業省）

## 目的

ガス事業法を所管する通商産業省（現経済産業省）と独占禁止法を所管する公正取引委員会がそれぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、**相互に連携する**ことにより、ガス事業法上の業務改善命令等の発動基準及び独占禁止法上問題となる行為を明らかにするにとどまらず、ガス事業法及び独占禁止法と**整合性のとれた適正なガス取引**について本指針を取りまとめた。

# 適正なガス取引についての指針

## 構成

①小売分野、②卸売分野、③製造分野及び④託送供給分野の各分野に区分した上で、次のような内容のものとする。

ア 総論として、基本的な考え方を明示する。

イ 各論として、上記の各分野ごとにガス市場を競争的に機能させていく上で事業者が自主的に行うことが望ましいと考えられる行為を示した上で、ガス事業法上又は独占禁止法上問題とされるおそれがある事業者の行為を示すとともに、一定の場合にはガス事業法上又は独占禁止法上問題とならない旨を例示する

# 適正なガス取引についての指針

例 1 ) 切替前の事業者は、需要家からの解除の意思表示があった場合には速やかに手続きを行うこと。引き留めのために原価より安い価格の提示をすることは禁止する。

例 2 ) ガス小売事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、当該業務提携を行う事業者に対して、他のガス小売事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）。

### **3. 供給計画の作成について**

# 供給計画の作成について

作成にあたって・・・

- ◆本届出書全体として不整合が生じないようにすること。
- ◆関東経済産業局への提出物等と可能な限り、整合を図ること。（生産動態統計調査、小売登録関係等）
- ◆様式の行が足りない場合は、適宜追加して記載すること。
- ◆資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室が作成する供給計画及び製造計画届出書の記載要領（平成30年12月）を一読すること。  
[http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/data/kyokyukeikaku\\_kisaiyoryo.pdf](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/data/kyokyukeikaku_kisaiyoryo.pdf)
- ◆旧簡易ガス事業に係る提出書類は、届出書＋第1表＋第3表＋第5表。

# 令和 3 年度の供給計画の作成について

様式第 1 5 (第 2 0 条関係)

供給計画届出書

令和 年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

ガス事業法第 1 9 条第 1 項の規定により令和 3 年度の供給計画を別紙のとおり届け出ます。

- ポイント 1. 提出期限は、毎年度開始前 (次回は、令和 3 年 3 月 3 1 日(水)) まで (必着)
- ポイント 2. 宛先は「関東経済産業局長」とする
- ポイント 3. 提出者の「住所」、「会社名」、「代表者役職」、「代表者氏名」を漏れなく記載する
- ポイント 4. 代表者印を必ず押印する (社印や個人印など登記されていない印鑑は押さないように注意)

# 令和3年度の供給計画の作成について

第1表

年度別の需給計画表(ガスの需給の実績と見通し)

事業者名:

地域名:

(単位: 件、千 $m^3$ )

|             |         |                 | 平成30年度(実績) | 令和元年度(実績見込) | 令和2年度(初年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 年度 | 年度 |
|-------------|---------|-----------------|------------|-------------|------------|-------|-------|----|----|
| 年度末調定<br>件数 | 業務用     | 家庭用             |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 商業用             |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 工業用             |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | その他用            |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 小計              |            |             |            |       |       |    |    |
| 需給量         | 販売量     | 家庭用             |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 商業用             |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 工業用             |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | その他用            |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 小計              |            |             |            |       |       |    |    |
|             | その他     | 計               |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | ガス小売事業者への供給     |            |             |            |       |       |    |    |
| 製品ガス生産・購入量等 | ガス生産量内訳 | 合計              |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 液化天然ガス          |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 液化石油ガス          |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 石油系オフガス変成       |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | その他ガス           |            |             |            |       |       |    |    |
|             | ガス購入量内訳 | 小計              |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 液化天然ガス          |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 液化石油ガス          |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 天然ガス            |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | その他ガス           |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 小計              |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | ガス生産・購入量計       |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 他事業者からの製品ガスの受入れ |            |             |            |       |       |    |    |
|             |         | 合計              |            |             |            |       |       |    |    |

ポイント5. 表の数は地点群毎+全社計  
ポイント6. 単位は $千m^3$  ( $m^3$ ではないことに注意)

ポイント7. 「年度末調定件数」の欄は、各年度の3月末時点の調定件数を記載すること。

ポイント8. 旧簡易ガス事業者の場合、ガス購入量内訳の欄に記載する  
ポイント9. 初年度以降3年分については、需給量と同じ値を記載する

# 令和3年度の供給計画の作成について

第3表

年度別の需給計画表(原料購入・消費・在庫)

事業者名:

|        | 単位 | 平成30年度(実績) |     |     |       | 令和元年度(実績見込) |     |       |
|--------|----|------------|-----|-----|-------|-------------|-----|-------|
|        |    | 期首在庫量      | 購入量 | 消費量 | 期末在庫量 | 購入量         | 消費量 | 期末在庫量 |
| 液化天然ガス | t  |            |     |     |       |             |     |       |
| 液化石油ガス | "  | 〇〇〇        | □□□ | ××× | 〇〇〇   | □□□         | ××× | 〇〇〇   |
|        | "  | △△△        |     |     | △△△   |             |     | △△△   |
|        |    |            |     |     |       |             |     |       |

ポイント10. 在庫量の考え方に注意  
(P. 27参照)

ポイント11. 1段目に貯槽(バルク)、2段目に50kg容器(シリンダー)を記載

|        | 単位 | 令和2年度(初年度) |     |       | 令和3年度 |     |       | 令和4年度 |     |       |
|--------|----|------------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
|        |    | 購入量        | 消費量 | 期末在庫量 | 購入量   | 消費量 | 期末在庫量 | 購入量   | 消費量 | 期末在庫量 |
| 液化天然ガス | t  |            |     |       |       |     |       |       |     |       |
| 液化石油ガス | "  | □□□        | ××× | 〇〇〇   | □□□   | ××× | 〇〇〇   | □□□   | ××× | 〇〇〇   |
|        | "  |            |     | △△△   |       |     | △△△   |       |     | △△△   |
|        |    |            |     |       |       |     |       |       |     |       |

ポイント12. 単位は t (kgではないことに注意)

ポイント13. 第1表と第3表はガス購入量=購入量、需給量=消費量で、整合性をとらなければならない。各表で単位が異なるため、産気率(0.488)を使つての換算を忘れないようにすること

|        | 単位 | 購入 |
|--------|----|----|
| 液化天然ガス | t  |    |
| 液化石油ガス | "  |    |
|        |    |    |

# 令和3年度の供給計画の作成について

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名:

(単位: m<sup>3</sup>/時)

| 地区名等 |            | 平成30年度(実績) | 令和元年度(実績見込) | 令和2年度(初年度) | 令和3年度 | 令和4年度 | 年度 | 年度 |
|------|------------|------------|-------------|------------|-------|-------|----|----|
|      | 自社ガス発生量    |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 他事業者からの購入量 |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 最大ガス需要見込み  |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 自社ガス発生量    |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 他事業者からの購入量 |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 最大ガス需要見込み  |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 自社ガス発生量    |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 他事業者からの購入量 |            |             |            |       |       |    |    |
|      | 最大ガス需要見込み  |            |             |            |       |       |    |    |

ポイント14. 登録した内容と同じになっているか確認

# 供給計画の作成について

## ◆第3表における期首・期末在庫量の記載方法について

- ・ 2段書きのうち、上段の貯槽（バルク）については、残量計（メーター値）から読み取った残量値を記載することとしているため、生産動態統計調査の報告内容と整合するように記載すること  
万が一、これまでの生産動態統計調査に残量値を記載していなかった場合には、次回から必ず計測、記録するとともに、不明の年度の在庫量には、最大の貯蔵量を記載すること
- ・ 下段の50kg等容器（シリンダー）については、当該設備に保有できる最大の貯蔵量を記載すること（全年度共通）

# 供給計画変更届出について

**法第7条第1項の規定に基づく変更登録（届出済みの供給計画に記載のないものに限る）を行なった場合**、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行なった場合（※）には、手続が必要

（※）ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を実施する場合の判断については、事前にガス事業課に相談すること。

## 【書類】

- 様式第16の供給計画変更届出書
- + 変更を必要とする理由書
- + 様式第15第1表、第3表、第5表のうち変更する内容及びその見え消し版

## 【時期】

変更後遅滞なく（可能な限り小売事業変更申請日以前）

# 供給計画変更届出について

様式第16（第20条関係）

（記載例）

供給計画変更届出書

平成 年 月 日

関東経済産業局長 殿

住所 ○○県○○市○○

氏名 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○ 印

平成 年度の供給計画を次のとおり変更したので、ガス事業法第19条第2項の規定により届け出ます。

|           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 変 更 の 内 容 | 最大ガス需要量の見込みの増加に伴う、第1表、第3表及び第5表の変更。 |
|-----------|------------------------------------|

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする

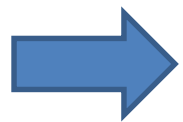
## **4.指定解除に係る定期報告 (ガス関係報告規則)**

# ガス関係報告規則関係

## ガス関係報告規則 附則

### 第4条 (省略)

- 2 **経過措置政令第9条第3項の表第5号に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者**は、改正法附則第28条第1項の義務を負う場合（指定の解除の効力を生ずべき日について指定旧供給地点（改正法附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点をいう。以下この項において同じ。）を管轄する経済産業局長からの通知を受けた場合を除く。）には、**各四半期の最終月の15日から5月を経過する日までに、附則様式第4による報告書**を指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。
- 3 第1項又は前項の規定により報告書を提出しなければならない旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、**指定の解除が見込まれない場合には、第1四半期、第2四半期又は第3四半期に係る報告について**は、第1項又は前項の報告書に代えて、**附則様式第5による報告書**を提出することができる。



- ・経過措置団地を所有する小売事業者に報告義務がある。
- ・第1～第3四半期は簡便報告（附則様式第5）による報告も可能。



殿

みなしガス小売事業者名  
(指定旧供給地点の名称)

年 月から 年 月まで (竣工分)

| 番号 | 所在地       |     |    | 用途 | 獲得戸数 | 係数 | 補正後<br>獲得戸数 | 補正後獲得戸数から<br>導き出される部分不<br>獲得戸数 | 部分不獲得が自社又<br>は関係会社が供給す<br>る他燃料に係るもの<br>か否か | 補正後部分<br>不獲得戸数 | 竣工年月 | 備考 |
|----|-----------|-----|----|----|------|----|-------------|--------------------------------|--------------------------------------------|----------------|------|----|
|    | 都道府県・市区町村 | 字町名 | 番地 |    |      |    |             |                                |                                            |                |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | ※1                             | ※2                                         | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            |                                            | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            | -                                          | 0.0            |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         | 0.0                            | -                                          | 0.0            |      |    |

※2が「○」の場合：「0」  
 ※2が「×」の場合：※1の

※2が「○」の場合：「0」を記載  
※2が「×」の場合：※1の値

- 34

年 月から 年 月まで

0.0

35

## 2. (1) 既築物件（獲得件数）

| 番号 | 所在地       |     |    | 用途 | 獲得戸数 | 係数 | 補正後<br>獲得戸数 | 獲得年月<br>(メーター取付年<br>月) | 備考 |
|----|-----------|-----|----|----|------|----|-------------|------------------------|----|
|    | 都道府県・市区町村 | 字町名 | 番地 |    |      |    |             |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |                        |    |
| 計  |           |     |    |    |      |    | 0.0         | —                      | —  |

備考 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。

2 係数の欄には、第1表に示した係数を記載すること。また、消費機器調査結果等を活用する場合には、当該調査結果の一覧を添付すること。消費機器調査結果を活用しない場合及び業工用の場合は1を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が供給する他燃料に係る需要を切替えた場合（獲得）にあっては、係数は「0」を選択することとし、備考欄にその旨を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. (2) 既築物件（他燃料への離脱件数）

年 月から 年 月まで

| 番号 | 所在地       |     |    | 用途 | 離脱戸数 | 係数 | 補正後<br>離脱戸数 | 離脱先<br>他燃料 | 判断根拠 | 離脱年月 | 備考 |
|----|-----------|-----|----|----|------|----|-------------|------------|------|------|----|
|    | 都道府県・市区町村 | 字町名 | 番地 |    |      |    |             |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
|    |           |     |    |    |      |    | 0.0         |            |      |      |    |
| 計  |           |     |    |    |      |    | 0.0         | —          | —    | —    | —  |

判断根拠も必ず記載して下さい。空欄にする場合は備考欄にその理由を記載すること。

- 備考
- 1 用途の欄には、戸建住宅又は業工用を記載すること。
  - 2 係数の欄には、部分離脱であることを確認できている場合に限り、離脱分に相当する係数を記載すること。部分離脱であることを確認できていない場合及び業工用の場合は1を記載することとし、業工用において「1」以外の係数を使用する場合にあっては、その根拠資料を提出すること。自社又は関係会社が生産する他燃料に切替えた場合（離脱）にあっては、係数は「0」を選択することとし、判断根拠の欄にその旨を記載すること。
  - 3 離脱先他燃料の欄には、需要家から聴取した内容等を記載すること。また、不明の場合は「不明」と記載すること。
  - 4 判断根拠の欄には、記載した係数、離脱先他燃料及び離脱年月に係る判断根拠を記載すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3. 合計

年 月から 年 月まで

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 旧簡易ガス供給採用件数 (A)             |     |
| 他燃料採用件数 (B)                 |     |
| 旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア (C)     |     |
| $(A) \div 0.5 \times 1 / 2$ | (D) |
| $(B) \div (C)$              | (E) |
| 結果                          |     |

備考 1 結果の欄には、計算に応じて「(D) > (E)」又は「(D) ≤ (E)」のいずれかを記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

・第 1 四半期から第 3 四半期に係る報告において、解除が見込まれない場合は、附則様式第 4 1. (1) と、以下の附則様式第 5 (地点群ごと) により提出してもよい。 (※この場合、附則様式第 4 の第 1 表 (2) と第 2 表の提出は不要)

附則様式第 5 (附則第 4 条関係)

競争関係に係る報告書

年 月 日

みなしガス小売事業者名  
(指定旧供給地点の名称 )

当該指定旧供給地点における 年 月から 年 月までのガス小売事業者等との間の競争関係について、特段の状況の変化はありません。

※令和2年8月締切の報告より追加で記載の必要あり！

第 3 表

指定旧供給地点におけるガス販売量・契約件数等報告書

関東経済産業局長 殿

みなしガス小売事業者名  
(指定旧供給地点の名称)

1. 指定旧供給地点における契約件数 年 月時点

|                      |   |
|----------------------|---|
| 自由料金メニューによる契約件数      | 件 |
| 指定旧供給地点小売供給約款による契約件数 | 件 |

自由料金メニューを作っていない団地は1行目を0件と記載。  
また契約件数は第1表と整合性  
をとること。

左から、1年目・2年  
目・3年目を記載。

## 2. 指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等

[illegible]

番号には、該当する月を記載。  
(上から4月・5月・6月等)

契約件数が「自由料金メニュー」＜「指定旧供給地点小売供給約款」の場合、2.の記載不要

# 指定解除基準について

以下のいずれかに該当するか否か

①旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

②旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数 $\times 1 / 2 \leq$

当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数  
※直近3年間の合計ベース。

③小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 $\leq$ 自由料金メニューの需要家  
(③に関しては、令和2年8月15日提出の報告より適用)

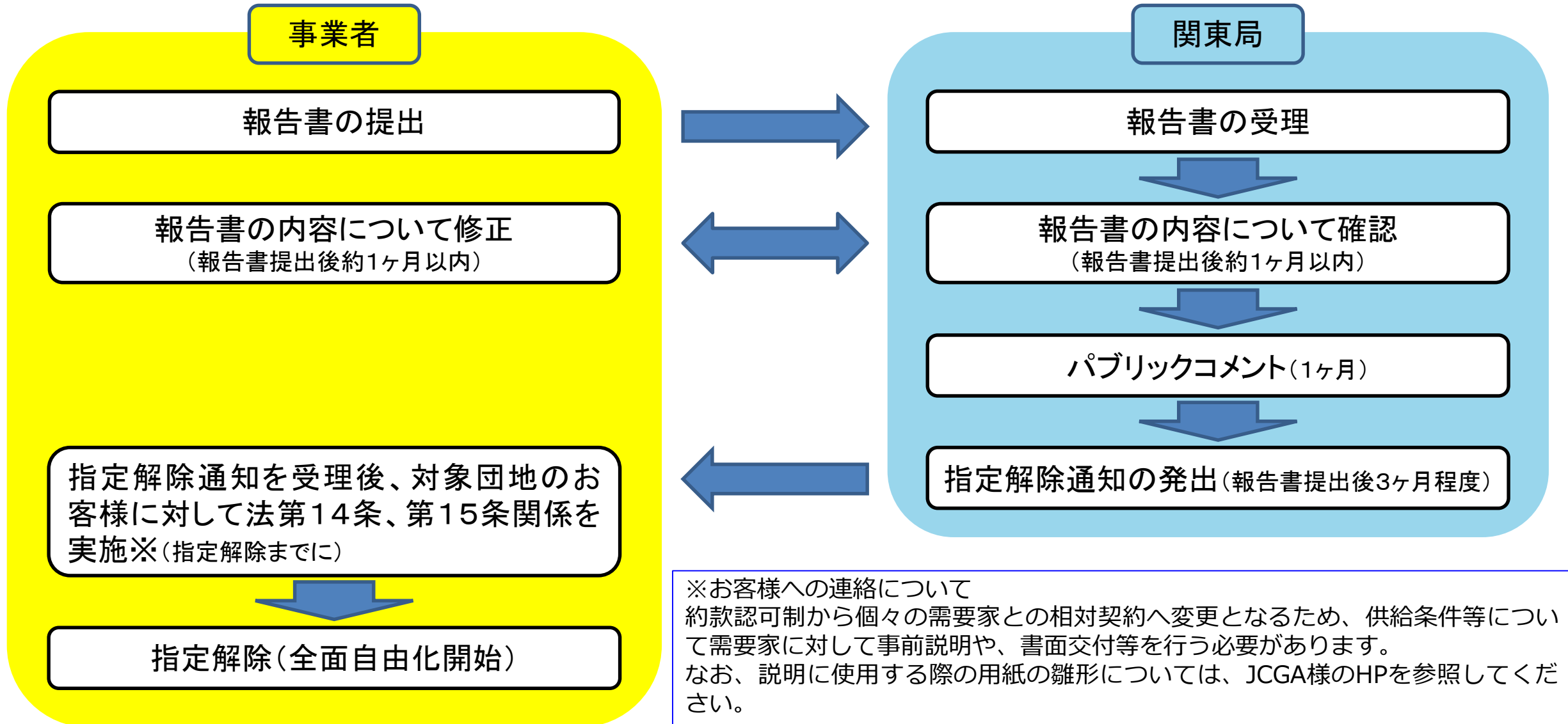


(注1) 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数 $\div$ (許可地点数 $-$ 空き地・空き家の数)。なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数(空き地・空き家を除いたもの)に比して、スイッチ等の総数(右辺の件数と左辺の件数の和)が著しく少ない場合(3年3%以下)。

## (参考) 定期報告書提出から指定解除までの流れ



# 消費機器調査結果リスト

- ◆本リストは、**精緻化を行う場合のみ提出が必要**（表が全部で4種類）
- ◆精緻化を行う場合は、下記の表に、必ず記載すること。  
消費機器調査結果リスト①（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）【「第1表（2）シェア報告書」関係】
- ◆提出内容の対象期間である3年間で、獲得、不獲得（新規不獲得は除く）があった場合には、下記の表に、必ず記載すること。  
消費機器調査結果リスト②（自社が旧簡易ガスを供給する需要家）【「第2表1.（1）新築物件（獲得件数）」「第2表2.（1）既築物件（獲得件数）」「第2表2.（2）既築物件（他燃料への離脱）」関係】
- ◆当該団地において、自社が他燃料を供給する需要家がある場合には、下記の表に、必ず記載すること。  
消費機器調査結果リスト③（自社が他燃料を供給する需要家）【「第1表（2）1. 指定旧供給地点数」「第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）」関係】
- ◆当該団地において、関係会社が他燃料を供給する需要家がある場合には、下記の表に、必ず記載すること。  
消費機器調査結果リスト④（関係会社が他燃料を供給する需要家）【「第1表（2）1. 指定旧供給地点数」「第2表1.（2）新築物件（不獲得件数）」関係】

# 5 .一の団地の解釈について

# (1) ガス小売事業の定義 (新旧)

- 法改正後も、簡易ガス事業の定義は変わらず。

## 【第1条】目的

ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。

## 【第2条】定義

### 【旧法】

#### 1. 一般ガス事業

一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業

#### 2. 簡易ガス事業

一般の需要に応じ簡易なガス発生設備で発生させたガスを導管により  
70戸以上の供給地点に対して供給する事業

#### 3. ガス導管事業

自ら維持・運用する一定規模以上の導管で大口供給やガス事業者に対するガスの供給を行う事業

#### 4. 大口ガス事業

ガスの使用者の一定数量以上の需要に応じて導管によりガス供給を行う事業（10万m<sup>3</sup>/年以上）

#### 5. 託送供給

ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れたガス事業者が、同時にその受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するため、導管によりガスを供給すること。

### 【新法】

#### 1. ガス小売事業

**小売供給**を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く）

★「**小売供給**」

＝「一般の需要に応じガスを供給すること（簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のもの）」

#### 2. 一般ガス導管事業

自ら維持・運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業

#### 3. 特定ガス導管事業

自ら維持・運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業

#### 4. ガス製造事業

自らが維持・運用する液化ガス貯蔵設備によりガスを製造する事業。

## (2) 基本的な考え方

- 個別のボンベ供給は「一の団地」にカウントしない。

 【一般の需要に応じ】【導管によりこれを供給するもの】  
=1つのガス発生設備から複数(2以上)の地点に導管により供給している場合にカウント

- ガス発生設備の数は問わない。

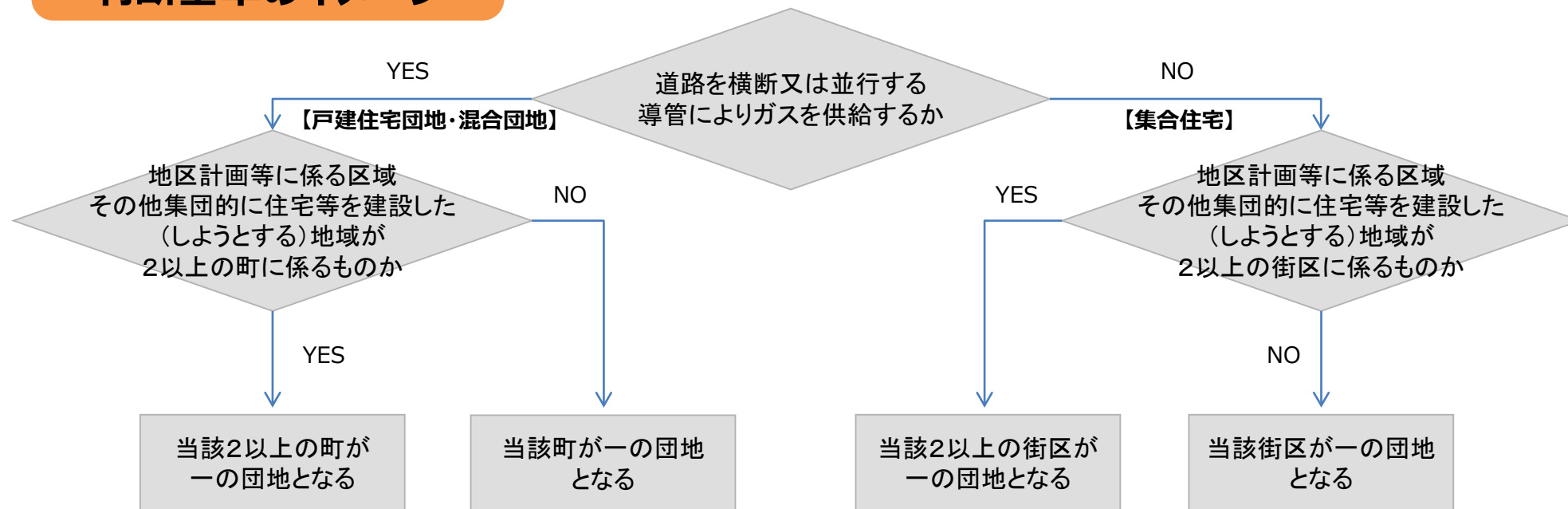
 例えば「一の団地」の中に各35戸に導管の繋がるガス発生設備が2系統存在した場合  
⇒ガス小売事業(旧簡易ガス事業)に該当する

- 集合住宅のみへの供給でもガス事業法の適用となり得る。

 70戸以上のマンション・アパートへの供給でもガス小売事業に該当する

### (3) 一の団地の判断基準（どこまでが一の団地に含まれるのか）

#### 判断基準のイメージ



(注1) 住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。

(注2) 本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」(都市計画法第12条の4第1項第1号)とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。

※地区計画の他、都市計画に定められる「一団地の住宅施設(都市計画法第11条第1項第8号)」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

#### ●「道路を横断又は並行しない導管」

→ マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる『**集合住宅**』へ供給する場合の導管を指す。

#### ●「道路を横断又は並行する導管」

→ **道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる『**住宅団地・混合団地**』へ供給する場合の導管を指す。

※1「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

※2上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年4月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。

**ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える(供給地点数としてカウントしない)。**

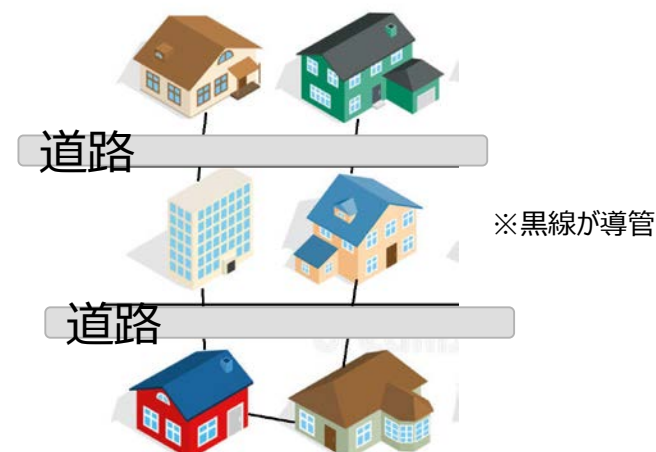
## STEP1 導管形態・住所から一の団地を判断

- 道路を横断又は平行している導管によりガスを供給してるか否か

Y  
E  
S

道路を横断又は平行している  
導管によりガスを供給

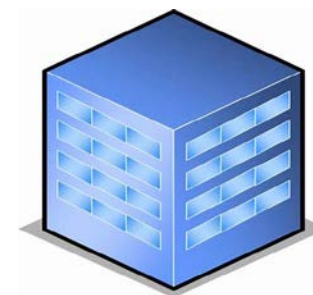
「戸建住宅型」



N  
O

道路の下に導管を通してしていない

「集合住宅型」



集合住宅単体

## 道路を横断又は並行している導管に該当する場合

道路を横断又は並行している導管とは



二以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されている導管  
(街区内のブロック間の道路下に埋設された導管を含む)



### 「町又は字」が「一の団地」

◆住居表示制度が取り入れられている場合

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号      〇〇丁目＝一の団地

◆住居表示制度が取り入れられていない場合

〇〇市〇〇町■■■■番地の□□      〇〇町＝一の団地

〇〇郡△△町(字)××◆◆◆の◇◇      △△町(字)××＝一の団地

## 道路を横断又は並行している導管に該当しない場合

道路を横断又は並行している導管とは



二以上の取引用メーターにガスを供給する道路下に埋設されていない導管  
(敷地内に埋設された導管を含む)



### 「街区」が「一の団地」

◆住居表示制度が取り入れられている場合

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇〇番＝一の団地

◆住居表示制度が取り入れられていない場合

※「街区」に相当する表記なし

「街区に類する区画」＝一の団地

## ■ 「街区に類する区画」（集合住宅型＋住居表示制度が取り入れられていない場合）

- ・ 以下をメルクマールとして街区を画する

＜街区方式による住居表示の実施基準に準拠＞

- 幅員おおむね4メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）
- 河川（一級河川、二級河川及び準用河川）
- 水路
- 鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等

＜経済産業省事務連絡（令和元年8月1日）によりメルクマールを追加＞

- 田畑
- 山林
- 他の建築物の用に供されている用地  
（一の団地の構成物件以外の建築物の用に供される敷地）



**上記メルクマールで区切られた区画＝「一の団地」**

## (参考)

### ●街区方式による住居表示の実施基準(昭和三十八年自治省告示第百十七号)

#### 第1 1

##### (1) 町の境界

町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて定められていること。この場合、境界線は、道路、河川、水路等の側線をとることが適当であること。

##### (2) 町の形状及び規模

- イ 町の形状は、その境界が複雑にいきんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもつて区画された一団を形成されているものであること。
- ロ 町の規模は、当該市町村の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなつたり、少なくなつたりしないように定められていること。

#### 2 町の名称の定め方(略)

#### 3 街区割り

(1) 4～5 (略)街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとする。

(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

### ●ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について(資源エネルギー庁ガス市場整備室 令和元年8月1日)

(抜粋)

#### (2) 現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)、河川(一級河川、二級河川及び準用河川)、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等(以下「遁路等」という。)とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準(昭3和8年自治省告示第117号)」第1「住居表示の実施基準」の3(1)及び7(2)を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積3,000、～5,000面が適当とされている。

#### (3) メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭監化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると思われる。

#### ＜メルクマールに新たに追加すべきもの＞

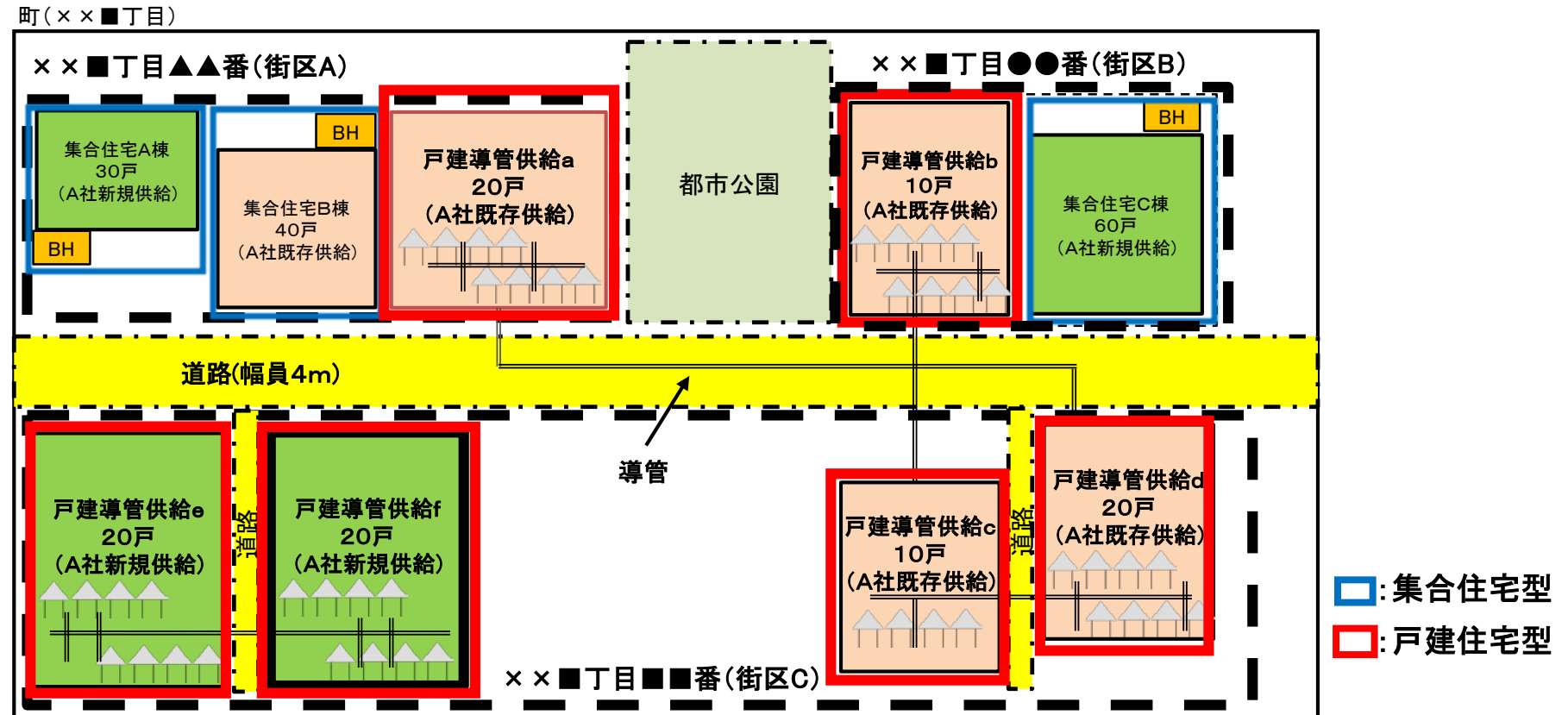
「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

#### (4) 今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

## ■ポイント：「戸建住宅型」と「集合住宅型」が混在している場合

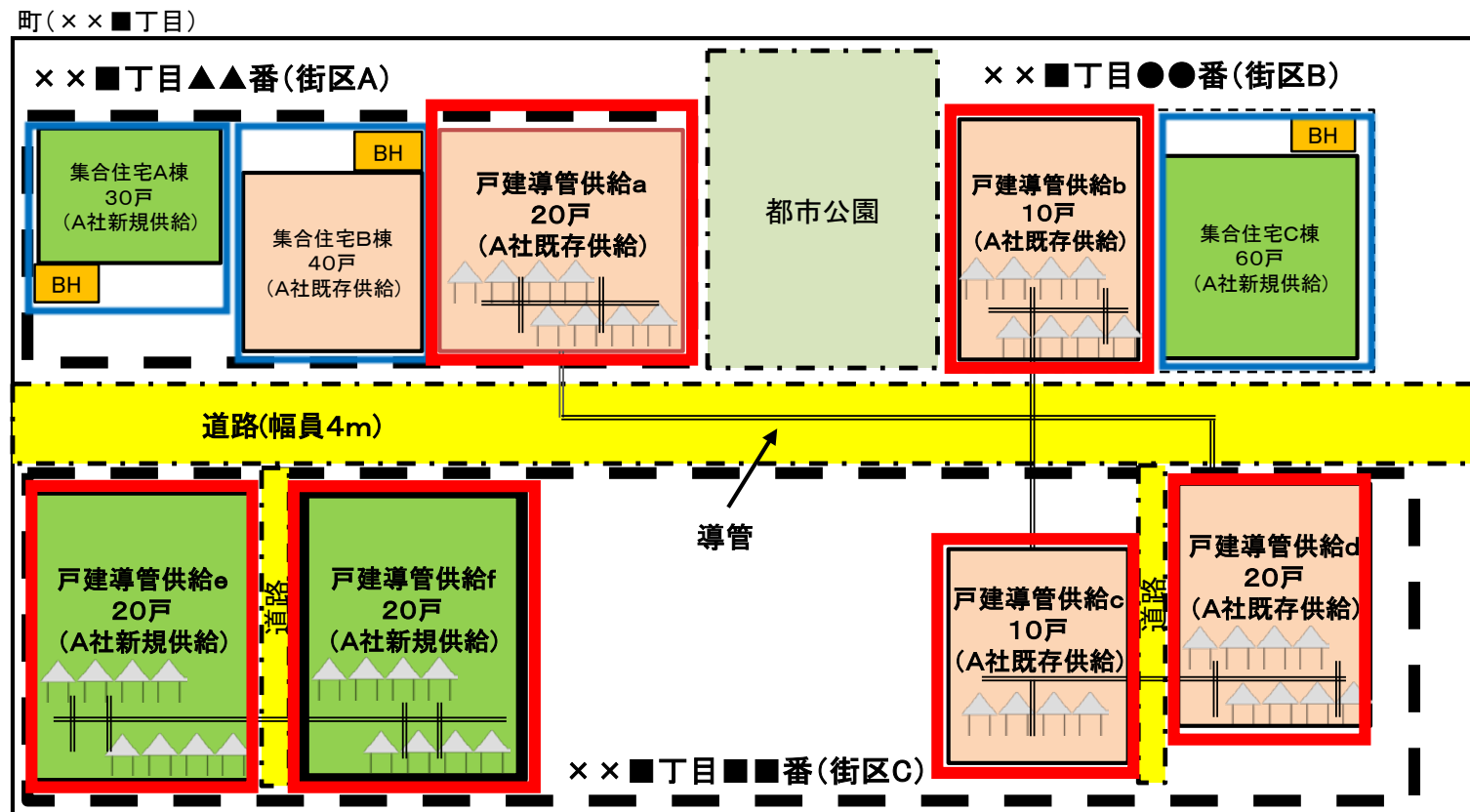
- 「戸建住宅型」と「集合住宅型」は別々にカウントする。



【事例】道路を横断する導管による戸建供給a～d（戸建住宅型）及び集合住宅Bに供給していたところ、新たに集合住宅A、C及び戸建住宅e,fに供給することになった



- 導管形態別に地点数をカウントする。



#### 【戸建住宅型】

- 戸建導管供給に係る一の団地は、「町(××■丁目)」
- 導管形態が異なる「道路を横断又は並行しない導管」によって供給されている集合住宅の供給地点数については合算しない。
- 総供給地点数は、同一町内の戸建導管供給a～fを全て合算した100戸となり、a～fには全てガス事業法が適用される。

#### 【集合住宅型】

- 集合住宅型の供給に係る一の団地は、「街区(××番)」
- 導管形態が異なる「道路を横断又は並行する導管」によって供給されている戸建住宅の供給地点数については合算しない。
- 街区A = 集合住宅A + Bの合計70戸、街区B = 集合住宅Cの合計60戸となるため、集合住宅A及びBはガス事業法の適用、集合住宅Cはガス事業法の適用外となる。

## STEP 2 需要群から一の団地を判断

- 住居表示とは別に、「一連の需要群であることが明確な場合」や「同一のブランドを冠する場合」には、各建物が隣接している状態についても、一の集団的な需要と判断できるため一の団地となる。

例 1) 同一ブランドを冠しているケース  
(〇〇マンションA、〇〇マンションB等)

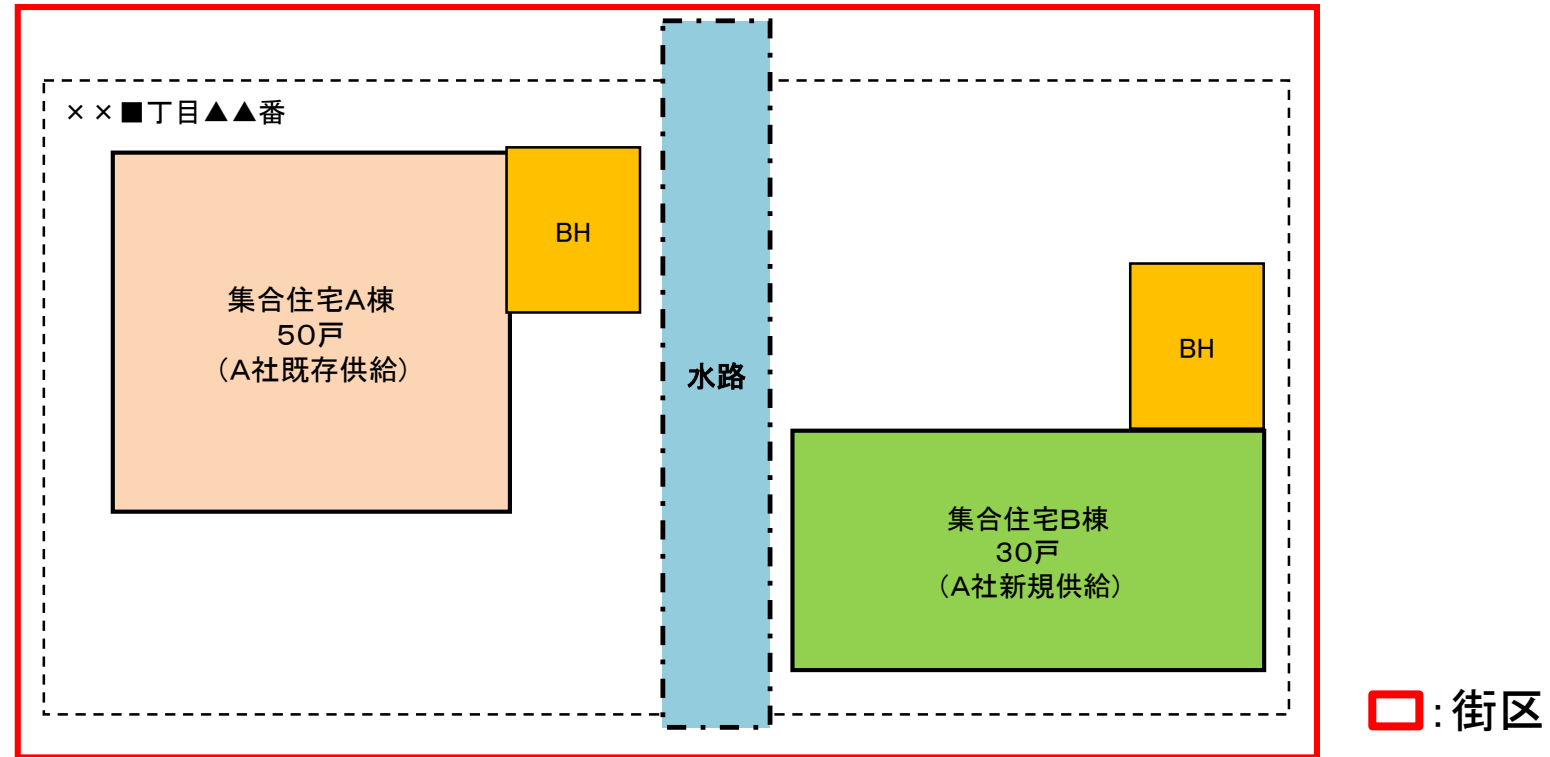


例 2) 第Ⅰ期分譲・第Ⅱ期分譲／第Ⅰ期開発・第Ⅱ期開発／第Ⅰ期工事・第Ⅱ期工事等  
同一の計画で建設されたことが明確であるケース

## (4) 参考事例

### 事例①集合住宅：住居表示が取り入れられている場合

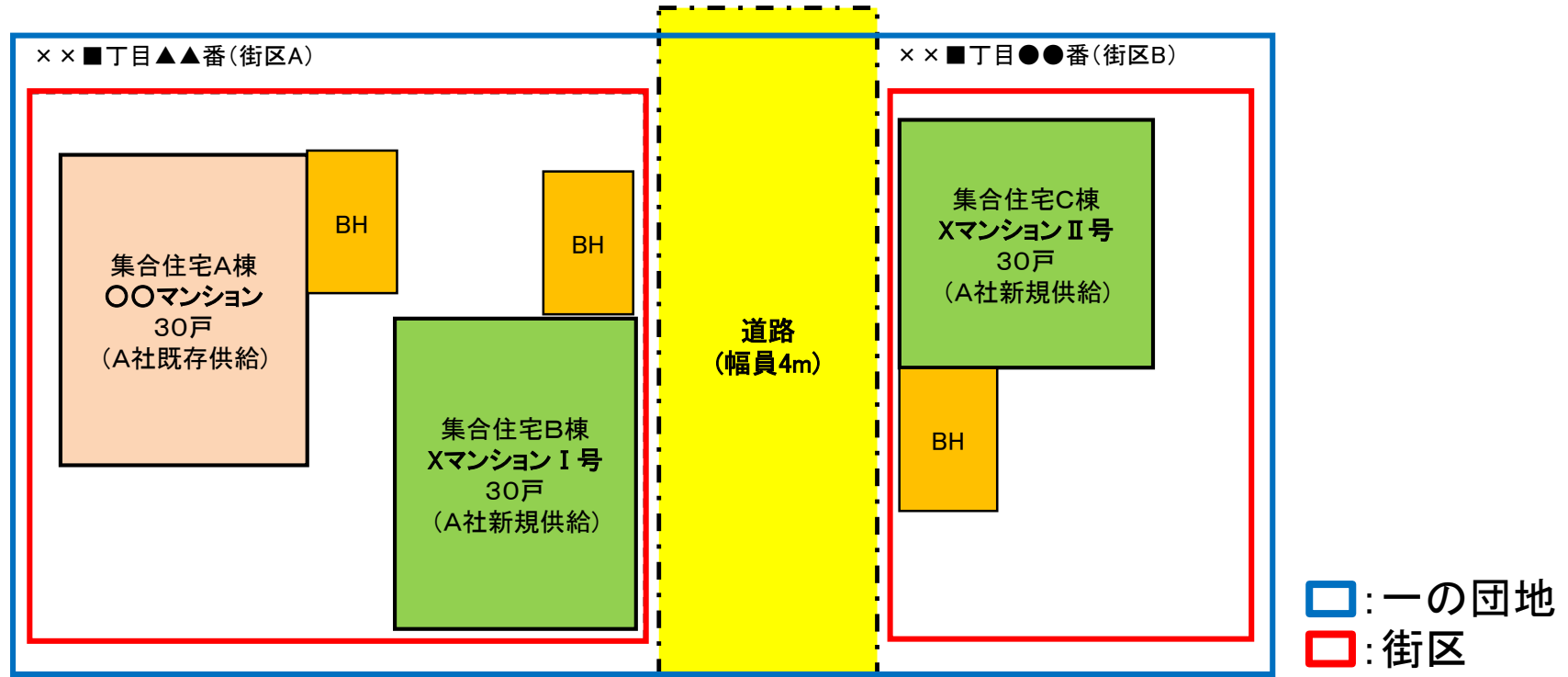
- ・現在集合住宅A(50戸)の川を挟んだ向いに新規集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった



集合住宅A及びBは住居表示上同一地番のため、  
1つの一の団地を形成する。そのため、ガス事業法の適用となる。

## 事例②集合住宅：住居表示が取り入れられている場合

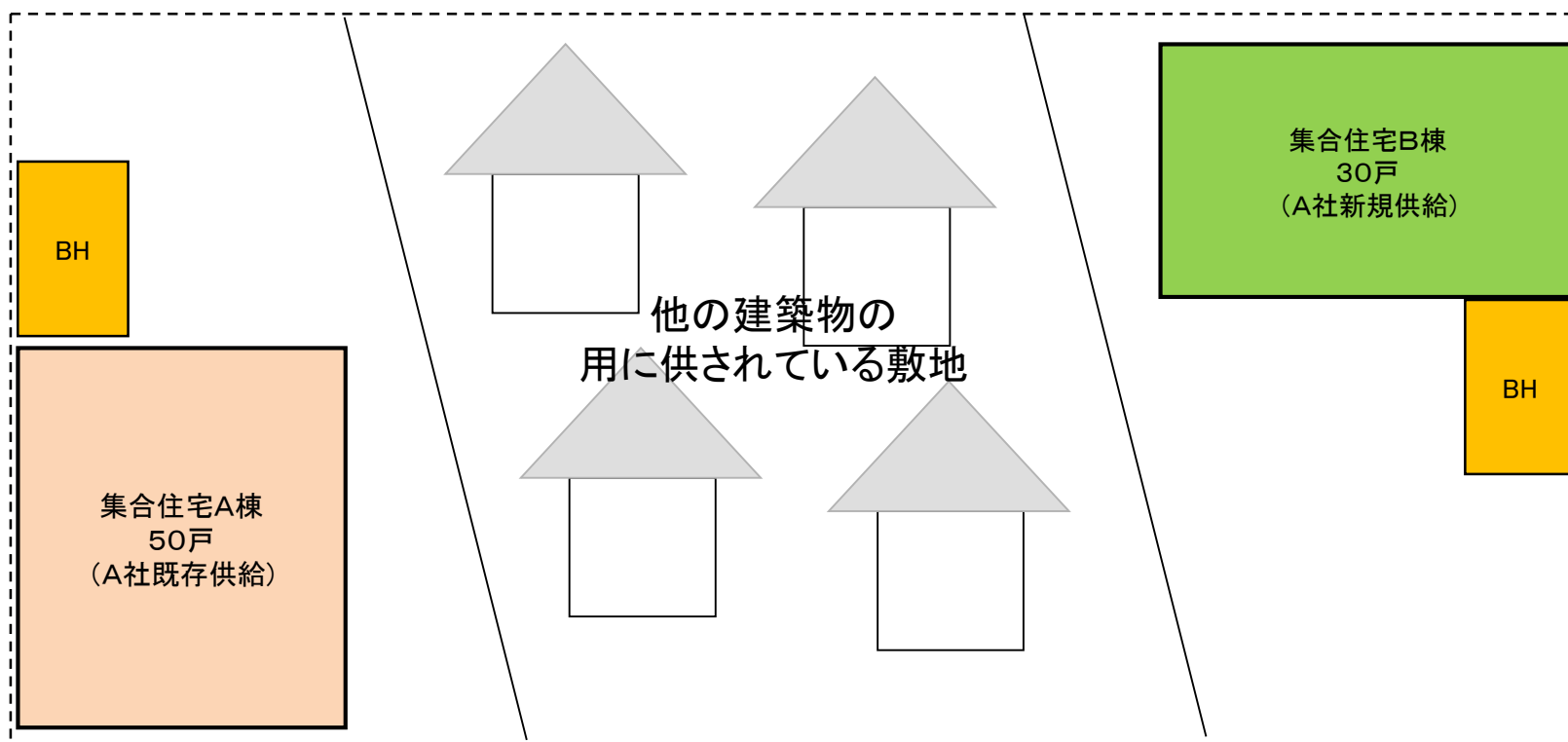
- ・現在集合住宅A(30戸)の近くに同一ブランドの新規集合住宅B及びC(計60戸)が建つことになり、自社で供給することになった



別々の街区であっても、**ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等**が当該地域が隣接している場合は、2以上の街区をまとめて「一の団地」とする。今回、合計が90戸となり、**ガス事業法の適用**となる。

### 事例③集合住宅：住居表示が取り入れられていない場合

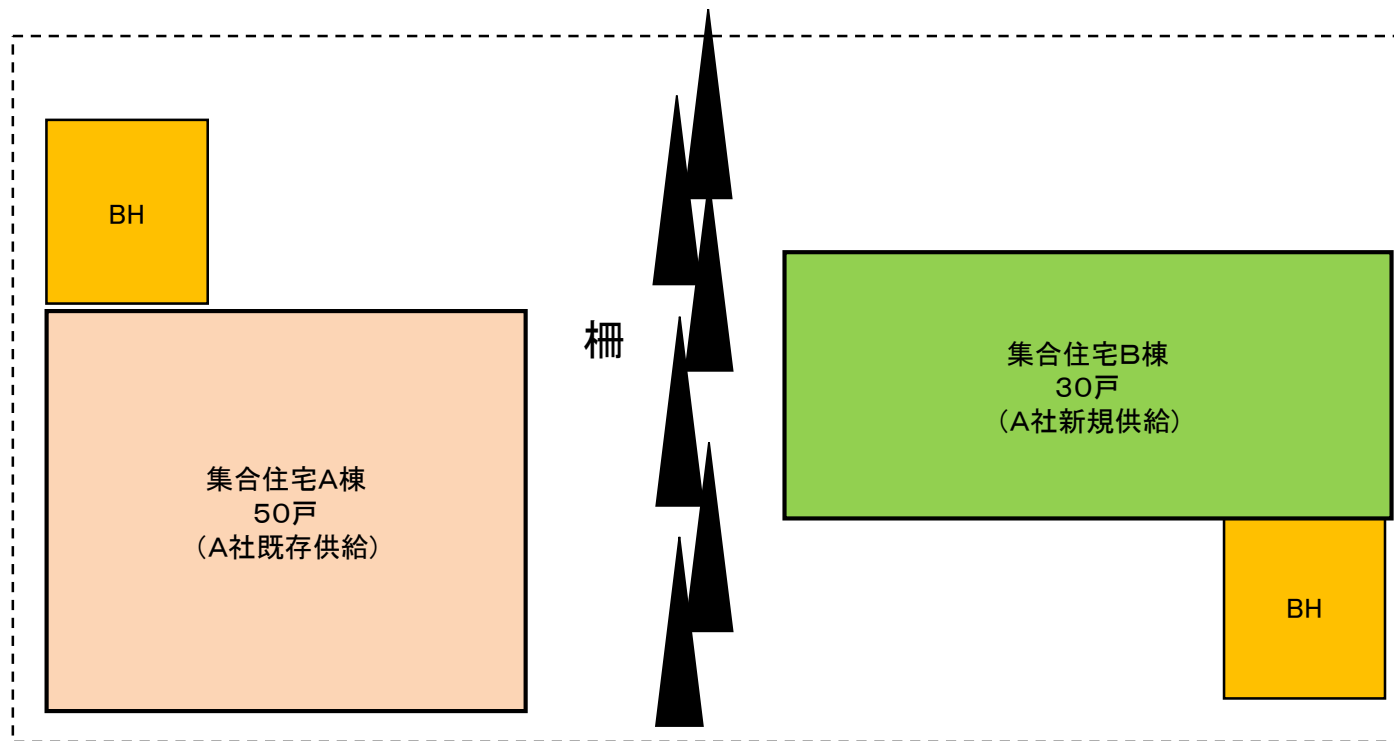
- ・住居表示が取り入れられていない集合住宅A(50戸)の近くに集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった



B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地が、他の建築物の用に供されている敷地により完全に分断されている場合、それぞれが「**街区に類する区画**」となる。  
今回、集合住宅AとBは敷地に隣接部分がないため、**ガス事業法の適用外**となる。

## 事例④集合住宅：住居表示が取り入れられていない場合

- ・住居表示が取り入れられていない集合住宅A(50戸)の近くに集合住宅B(30戸)が建つことになり、自社で供給することになった

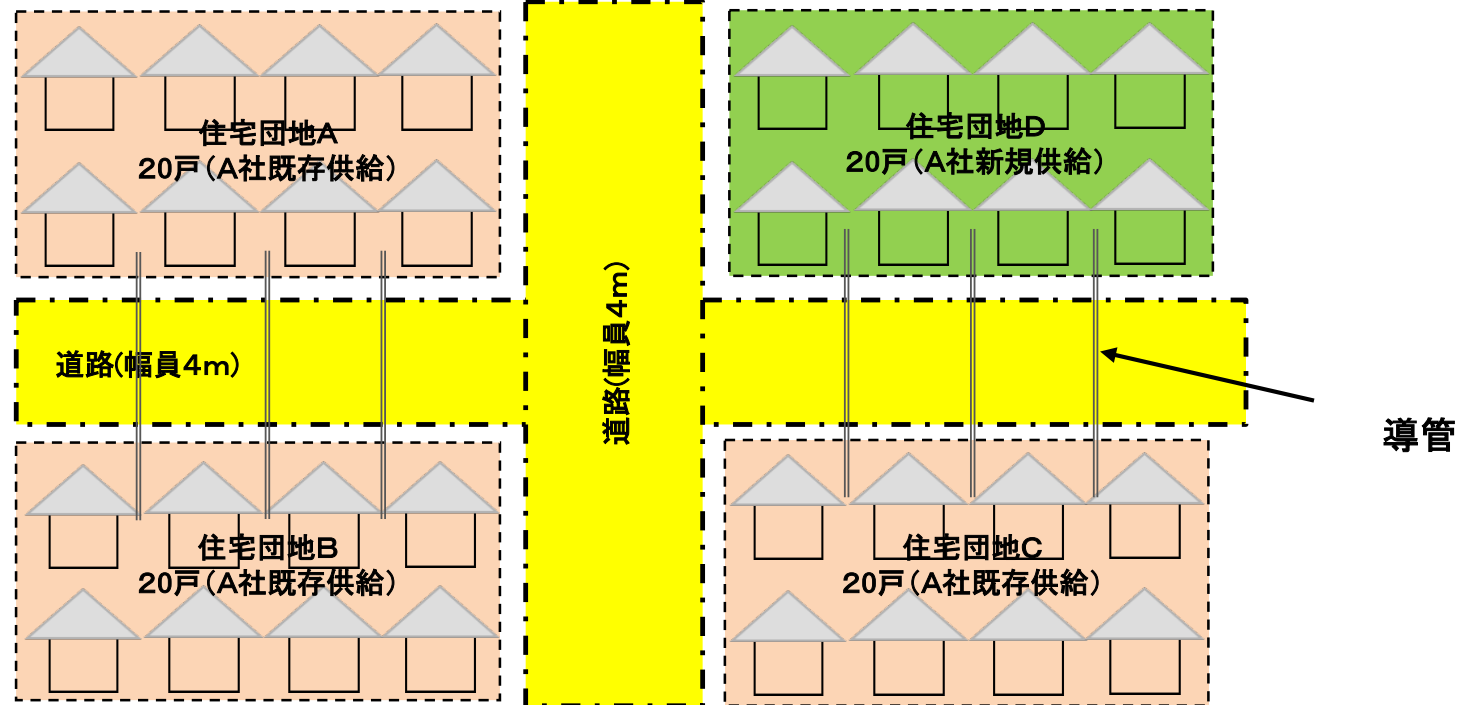


B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地に物理的障壁がある場合において、それらが恒久的な施設でない場合はまとめて「街区に類する区画」となる。今回の場合は、恒久的な設備ではないためガス事業法の適用となる。

## 事例⑤戸建住宅：住居表示が取り入れられていない場合

- ・住居表示が取り入れられていない場所において道路を横断するように住宅団地Dに供給することになった。

街区方式による住居表示を実施していない地域(地番表示) × ×町(字□□)



4 mの道路があるため住宅団地A、B、C、Dそれぞれが「**街区に類する区画**」となるが、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、この場合の「一の団地」は、「**街区に類する区画**」ではなく「**町又は字**」となり**ガス事業法の適用**となる。

## **6.令和元年度立入検査の指摘事項について**

# 令和元年度立入検査の指摘事項について

- 令和元年度は、17事業者（88地点群）に対して立入検査を行い、7事業者（8件）に対し指摘を行った。
- 立入検査の実施内容は、①許可・登録事項の適合状況及び②その他ガス事業法の遵守状況の確認。

| 項目  | 指摘事項                                    | 件数       |
|-----|-----------------------------------------|----------|
| 法令等 | 通知書等が適切に保存されていない                        | 0        |
|     | 登録事項の内容に変更があった際に、手続きが適切にされていない          | 0        |
|     | 地位承継、休止、廃止又は法人解散があった際に、手続きが適切にされていない    | 0        |
|     | <b><u>登録事項と実態に差異があった</u></b>            | <b>5</b> |
|     | 供給計画届出（変更届出）が適切に提出されていない                | 0        |
| その他 | ・ <b><u>供給約款の料金部分に記載ミス</u></b>          | <b>3</b> |
|     | ・ <b><u>法14条、15条に基づく周知文書に記載不足有り</u></b> |          |
| 合 計 |                                         | <b>8</b> |

## 立入検査の指摘事項①（登録事項と実態との差異）

- 最も多いミス＝登録された地点数や地点住所に実態との差異有り
- 多くの場合、現地図面と供給約款との照らし合わせにより発覚

### ポイント

- 最新版の図面と約款（別表第1）の表記に「ずれ」がないか良く確認すること。  
⇒ 改めて正確な地点管理を徹底
- 集合住宅や2世帯住宅の場合、各部屋・世帯を地点として登録しなければならない。  
⇒ 届出・申請漏れに注意
- 新たに集合住宅等に供給を開始する場合には、一の団地の範囲に注意すること。  
⇒ 液石法ではなく、ガス事業法に該当する場合あり

## 立入検査の指摘事項②（約款・周知関連）

- 需要家への周知文書と供給約款（店舗掲示）の料金の記載に齟齬
- 新規契約者に対する供給条件の説明不足（14条・15条関係）

### ポイント

- 料金等が変更となった場合、“約款”側の記載も必ず修正を行うこと。  
⇒団地が多い場合には特に注意。
- 説明すべき供給条件の事項はガス事業法施行規則に定めあり。
- 自由化団地において、旧法時代の約款（指定旧供給約款）を継続して使用している場合、新法版の記載への修正を推奨  
⇒コミュニティガス協会HPに周知文やモデル約款のフォーマットがございます。

参考

## よくある問合せ内容

- Q1.ガス主任技術者が変更になったのですが、なにか手続きは必要なの  
でしょうか？

A1. 団地の追加等に伴う「ガス小売事業変更登録申請書」の提出の際には添付する必要がありますが、ガス主任技術者のみの変更の場合は、関東東北産業保安監督部保安課あてに「ガス主任技術者選解任届出」を提出していただき、**ガス事業課への手続きはございません。**

- Q2.ガス小売事業変更届出書に記載するガス小売事業の登録年月日  
及び登録番号は何を記載すればよいのでしょうか？

A2. ガス小売事業の登録年月日は**平成29年4月1日**（新法施行の際にみなしガス小売事業者として登録されている場合）と記載、登録番号は新法施行の際に付与されている番号「**D〇〇〇〇〇**」（関東局所管の場合）となります。

登録番号は資源エネルギー庁のHPに公表しているのでご確認ください。

<掲載先>

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/gas/liberalization/retailers\\_list/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/)

- Q3.自社の持っている団地は指定団地でしょうか？

A3. 当局HPに管内の全指定団地を公表しておりますのでご確認ください。

<掲載先>

[https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas\\_jigyo/data/kyukanigas\\_chiten\\_ichiran.pdf](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas_jigyo/data/kyukanigas_chiten_ichiran.pdf)

- Q4.自由化団地において、現在まで旧法の時と同じ約款を使っているが、変更したい場合はなにか手続きは必要でしょうか？

A4. たとえ、旧法時代からの約款をそのまま使っていたとしても、自由化団地について約款変更に伴う手続きは必要ございません。

- Q5.届出書等の添付資料に「変更を必要とする理由を記載したもの」とありますが様式はありますか？

A5. こちらに様式はございません。Wordなどで**今回の変更に係る背景**（お客様からの申し込み、経年劣化による取り替え等）をご記載ください。  
また、こちらの書類に押印は不要です。

- Q6.供給計画の変更についてはどのような場合提出するものですか？

A6. **重大な変更がある場合**に提出いただければと思います。  
例えば**新規に団地が増える場合**などが考えられます。

- Q7.旧簡易ガス事業の「供給地点」とされる条件は何ですか？

A7. お客様から申し込みがあった際、**すぐにガスを供給できる状態**であれば地点として考えられます。一例として、お客様の敷地内に供給管が埋設されており、簡単な工事で供給できる場合には、**オール電化への切替え等により、現在はガスを供給していなくても、地点として登録する必要があります。**

- Q8.立入検査の確認項目は何ですか？

A8. 主にすでに提出いただいている**書類の保存状態や登録との整合性（登録地点と実際の供給地点に齟齬はないか等）**、約款などを確認しています。また、**問合せへの対応**など業務上の確認も行っています。

**【お問合せ先】**

**〒330-9715**

**埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1**

**合同庁舎 1 号館 8 階**

**関東経済産業局**

**資源エネルギー環境部 ガス事業課 小売事業係 あて**

**T E L : 0 4 8 - 6 0 0 - 0 4 1 4**

**F A X : 0 4 8 - 6 0 1 - 1 2 9 8**

**U R L : <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/index.html>**